

議案第 9 号

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年岩倉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。